

令和8年度綾瀬市 予防接種どうやって受けるの？

定期予防接種は対象期間に委託医療機関で受けられます。期間が過ぎると有料になります。

令和8年4月1日現在

種別	対象年齢(未満とは誕生日前日)	回数と標準的接種間隔
ロタウイルス (経口接種)	標準生後2か月から	初回接種は出生14週6日までに開始(どちらか一方) ロタリックス【1価】: 2回(27日以上の間隔) 出生24週0日まで ロタテック【5価】: 3回(27日以上の間隔) 出生32週0日まで
B型肝炎	1歳未満(標準生後2~9か月未満)	初回: 2回(27日以上の間隔) 追加: 1回(1回目から139日以上の間隔)
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)	1期(初回・追加): 生後2か月~7歳6か月未満	初回: 3回(20~56日間隔) 追加: 1回(初回接種後、6か月以上(標準的には6~18か月まで)の間隔)
小児肺炎球菌	生後2か月~5歳未満 (開始する年齢により接種回数が異なります)	・生後2~7か月未満で開始 初回: 3回(27日以上の間隔) 追加: 1回(初回接種後60日以上、標準生後12~15か月)
		・生後7か月~1歳未満で開始 初回: 2回(27日以上の間隔) 追加: 1回(初回接種後、60日以上かつ生後12か月以降)
		・1~2歳未満で開始2回(60日以上の間隔)
BCG	1歳未満(標準生後5~8か月未満)	1回
麻しん風しん (MR)混合	1期: 1~2歳未満	1回 ※特例措置 令和4年4月2日~令和5年4月1日生まれで未接種の方は、令和9年3月31日まで接種できます。
	2期: 令和9年度小学校就学の前年度(年長児相当) 対象: 令和2年4月2日~令和3年4月1日生まれ	1回 ※特例措置 平成30年4月2日~平成31年4月1日生まれで未接種の方は、令和9年3月31日まで接種できます。
水痘	1~3歳未満	2回(初回接種後、3か月以上。標準6~12か月間隔)
日本脳炎	1期(初回・追加): 生後6か月~7歳6か月未満(標準3歳から)	初回: 3歳で2回(6~28日間隔) 追加: 1回(初回接種後、概ね1年)
	2期: 9~13歳未満	1回 ※特例措置 平成19年4月1日以前生まれの20未満の方は、過去の接種分を含めて4回の接種を20歳未満で受けることができます。
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11~13歳未満	1回
子宮頸がん (HPVワクチン)	12歳に達する年度(小学6年生)~ 16歳に達する年度(高校1年生相当) 平成22年4月2日~平成27年4月1日生まれの女子 (標準中学1年生)	2回または3回 ※9歳以上15歳未満は2回または3回、15歳以上は3回。
RSウイルス	妊娠28週から37週(36週6日)	1回

保護者同伴できない場合

予防接種は保護者同伴が原則ですが、特別な事情により保護者が同伴できない場合は、日頃の健康状態が分かる親族の同伴でも構いませんが、保護者からの委任状が必要です。委任状はホームページにもあります。上の二次元コードから確認してください。

予防接種助成金制度

必ず事前に相談ください

重い病気や障がいなどが市が止むを得ないと判断する事情で、委託医療機関外で接種することを希望する方に、予防接種費用を所定の限度額まで助成する制度です。この制度を利用する場合は、保護者の方の申請が必要です。必ず事前にご相談ください。事前申請が必要になります。

予防接種専門相談協力医療機関制度

必ず事前に相談ください

アレルギーや神経疾患などの基礎疾患を持っているため、予防接種を受けるのに注意を要し、受けることができるかどうかの判断が困難なお子さんに対し、市が契約している専門の医療機関で接種することができる制度です。必ず事前にご相談ください。

病気等による長期療養者の予防接種・予防接種再接種助成金

必ず事前に相談ください

予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする病気で、特別な事情があることにより予防接種を受けることができなかった場合、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間、定期予防接種の対象となります。特別な事情については対象となる病気や予防接種の種類によっては上限年齢があります。

乳幼児健診・予防接種スケジュールのメール配信(あやびいの子育てお役立ち情報)

生年月日などの情報を登録することにより、健診や予防接種スケジュールをご案内します。子育て情報の掲載もありますのでご利用ください。アプリ版もあります！

詳しくはこちらを
チェック！
→ → →

